○九州地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月二十五日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	垂水市海潟字迫田一七一一番一から同市海潟字脇登一九〇番まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月二十五日

○九州地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十五日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　熊本都市計画道路事業三・三・九号池田町花園線、三・四・二十一号上熊本細工町線、三・四・二十八号戸坂花園線及び三・四・六十七号花園池亀線

三　事業施行期間　自平成二十三年二月二十五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　熊本県熊本市上熊本二丁目、花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目及び花園四丁目地内

使用の部分　熊本県熊本市花園一丁目及び花園三丁目地内

○北海道開発局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

北海道開発局長　高松　泰

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
(一) 道路の種類　一般国道		
(二) 路線名　二百七十六号		
(三) 道路の区域		
北海道虻田郡京極町字京極一四九番一から同町字京極二一三番一地先まで	前	一五・七七〜三一・六〇メートル
	後	一五・七七〜三一・〇〇メートル
(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部		〇・〇五九キロメートル

○北海道開発局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
二百二十八号	北海道檜山郡上ノ国町字大安在一二二番四三地先から同町字大安在一二二番七まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	北海道檜山郡上ノ国町字大安在一二二番一地先から同町字大安在二六番三地先まで	〃
〃	北海道檜山郡上ノ国町字大安在三番一から同町字大安在一番まで	〃
〃	北海道檜山郡上ノ国町字大崎二七一番一から同町字大崎二六八番一まで	〃
三百九十三号	小樽市朝里川温泉一丁目二七四番一地内	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年二月二十五日

国会事項

衆議院

質問書提出

二月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北方領土における日ロ経済協力に関する質問主意書（浅野貴博提出）

歯科技工の安全性に関する質問主意書（木村太郎提出）

民主党マニフェストと国家公務員総人件費二割削減に関する質問主意書（谷公一提出）

菅内閣の営利企業への天下り・渡り根絶についての基本姿勢に関する再質問主意書（中川秀直提出）

会議

二月二十四日（木曜日）　午後一時　本会議

参議院

質問主意書提出

二月二十三日議員から次の質問主意書が提出された。

地上デジタル放送への完全移行に向けた対策に関する質問主意書（加藤修一提出）（第八八号）

郵政における非正規社員の雇用に関する質問主意書（又市征治提出）（第八九号）

質問主意書転送

二月二十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

中央省庁の公務員の海外ポスト数に関する質問主意書（中西健治提出）（第七八号）

菅内閣総理大臣の衆議院予算委員会答弁に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第七九号）

尖閣諸島沖漁船衝突事件への対応と民主党代表選挙に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第八〇号）

平成二十三年度税制改正に関する質問主意書（若林健太提出）（第八一号）

相続税の最高税率引上げに関する質問主意書（若林健太提出）（第八二号）

所得税の扶養控除等に関する質問主意書（若林健太提出）（第八三号）

原爆症の認定に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第八四号）

ゲーツ米国防長官の米国議会下院軍事委員会公聴会における発言に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第八五号）

人事異動

内閣

特命全権大使　竹元　正美

同　海老原　紳

願に依り本官を免ずる（各通）（二月二十二日）

（仙台高等裁判所判事・仙台簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　卯木　誠

兼官を免ずる（二月二十三日）

検査官　重松　博之

会計検査院長を命ずる（二月二十五日）

外務省

（インド国兼ブータン国駐箚）特命全権大使　堂道　秀明

インド国兼ブータン国駐箚を免ずる

臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる（経済外交担当）

（インド国駐箚）同　齋木　昭隆

兼ねてブータン国駐箚を命ずる（以上二月二十二日）

最高裁判所

横浜地方裁判所判事補兼横浜家庭裁判所判事補・横浜簡易裁判所判事　横山　美樹

東京地方裁判所判事補に補する

最高裁判所事務総局民事局付を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する（二月二十一日）